

○財務省告示第二百九十号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十八年九月十二日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月五日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百三十一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払		イ 発		イ 募	
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特
額	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I
面	金	金	金	金	金	金	金
金	金	金	金	金	金	金	金
千		八	三				
万		万	千	額	千		
円		四	七	面	万		
		千	兆	金	面		
		百	千	額	金		
		七	七	で	額		
		十	百	三	で		
		三	七	千	三		
		億	十	二	兆		
		四	三	百	千		
		千	億	六	七		
		四	六	十	百		
		百	千	九	三		
		五	百	十	十		
		十	五		七		

「国債市場特別参加者」のうち、第I非

各申請のうちの応募額を順位が高い
 ものからその応募額を順位が高い
 当てる。特別参加者ごとの応募
 各国債市場特別参加者ごとの応募
 募集額の範囲内において各申請
 申込みの応募額を割り当てる。

額千円金で三兆千七百三十億七
 額面金額で三千二百六十九億円

三兆千七百七十三億六千九百五
 十兆七千七百七十三億四千四百五十

